

令和2年6月4日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第2回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 76 号 令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 77 号 杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
- 議案第 78 号 公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例
の一部改正について
－ 議 案 書 12 ペ ー ジ －
- 議案第 79 号 杵築市税条例の一部改正について
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －
- 議案第 80 号 杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ
いて
－ 議 案 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 81 号 杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の
一部改正について
－ 議 案 書 25 ペ ー ジ －
- 議案第 82 号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例の一部改正について
－ 議 案 書 35 ペ ー ジ －
- 議案第 83 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
－ 議 案 書 37 ペ ー ジ －

- 議案第 8 4 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 39 ページ －
- 議案第 8 5 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 41 ページ －
- 議案第 8 6 号 杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
－ 議案書 43 ページ －
- 議案第 8 7 号 杵築市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
－ 議案書 54 ページ －
- 議案第 8 8 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について
－ 議案書 56 ページ －
- 議案第 8 9 号 杵築市立山香病院定数条例の一部改正について
－ 議案書 58 ページ －
- 報告第 2 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市一般会計)
－ 議案書 60 ページ －
- 報告第 2 2 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計)
－ 議案書 65 ページ －

- 報告第 2 3 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計)
- 議案書 67 ページ -
- 報告第 2 4 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計)
- 議案書 69 ページ -
- 報告第 2 5 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計)
- 議案書 71 ページ -
- 報告第 2 6 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計)
- 議案書 73 ページ -
- 報告第 2 7 号 繰越計算書について
(令和元年度杵築市水道事業会計)
- 議案書 75 ページ -

議案第 77 号

杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例の一部改正について

杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例の一部を改正する条例

杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
(平成17年杵築市条例第16号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

杵築市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)並びに同法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条の規定により、大分県の条例の定めるところにより杵築市(以下「市」という。)が処理することとされた事務について規定する大分県の条例及び大分県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

第2条第3号中「図面等」を「図面その他の」に改める。

第9条を第13条とする。

第8条中「第3条から第6条まで」を「第4条から第7条まで」に改め、同条を第12条とする。

第7条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「を取りまとめ」を「について」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1項中「市の機関は、作成等」を「作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「当該作成等に」を「当該条例等その他の当該作成等に」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、当該作成等」を「作成等のうち当該作成等」に、「より」を「お

いて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理

組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報
を入手し、又は参照することができる場合には、添付すること
を要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市は、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機
会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努
めなければならない。

第5条第1項中「市の機関は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規
定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定さ
れている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦
覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「
前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面
等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する
他の」に、「規定する」を「より」に、「当該縦覧等に」を「当
該条例等その他の当該縦覧等に」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定
において書面等により行うことその他のその方法が規定されて
いるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で
定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用す
る方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受
ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨
の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を
使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処
分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」
を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等そ
の他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電

子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等」を「処分通知等のうち当該処分通知等」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第3条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に」を「当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該申請等」を「申請等のうち当該申請等」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める

場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（情報システムの整備）

第3条 市の機関は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市の機関は、情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例
の一部改正について

公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

杵築市長 永 松 悟

記

公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例（平成19年杵築市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（派遣職員の労働災害補償の特例）

第9条 派遣職員が労働者災害補償保険法による補償を受けることとなった場合において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償額を下回る場合は、予算の定める範囲において、補償額の差額を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第79号

杵築市税条例の一部改正について

杵築市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

(杵築市税条例の一部改正)

第1条 杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ。）」を「この項において同じ。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合

と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第8条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控

除の特例)

第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、

第 1 1 項及び第 1 3 項」を「第 9 項、第 1 0 項及び第 1 2 項」に、「第 4 項、第 1 9 項及び第 2 3 項」を「第 3 1 項及び第 3 5 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 3 4 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 6 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 7 項」に改め、同条第 4 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 8 項」に改め、同条第 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「同条第 2 1 項」を「同条第 3 3 項」に、「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 3 4 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 7 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、

同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中杵築市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第3条の3第1項、第8条、第8条の2第27項、第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(2) 第2条中杵築市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の改正規定及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の杵築市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひ

とり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、
又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、
なお従前の例による。

議案第 80 号

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ
いて

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

杵築市固定資産評価審査委員会条例（平成17年杵築市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の
一部改正について

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（令和2年杵
築市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中

「

「

一般
3,300円
小学生以下
2,200円

」を

「

一般
3,850円
小学生以下
2,750円

」に、

「

1張り
550円

」を

「

1張り
1,650円

」に、

「

6,600円

」を

「

9,350円

」に、

「

27,500円

」を

「

33,000円

」に、

「

38,500円

」を

「

41,800円

」に、

「

16,500円

」を

「

22,000円

」に

」を

「

「

杵	横	研修室	午前9	1時間につき	1時間未満
---	---	-----	-----	--------	-------

築市大田横岳自然公園	岳莊	和室 (4人用)	時から 午後5時まで	330円	の使用時間は1時間として算定する。
		食室・ 厨房	午後5時から 午後10時まで	1時間につき 550円	
	研修室	宿泊	一般		1泊食事なしの1人当たりの料金。
	和室 (2人用)	チェックイン 午後3時	3,300円 小学生以下 2,200円		
	和室 (4人用)	チェックアウト			
	洋室 (2人用)	午前10時			
キャンプ場	宿泊	一般	550円	1泊食事なしの1人当たりの料金。入浴料を含む。	
		小学生以下	330円		
	日帰り	一般	220円		
		小学生以下	110円		

テントフリーサイト		1張り 550円	
貸しテント		1張り 1,100円	5人用の料金
シャワー利用	午前1時から午後4時まで	一般 220円 小学生以下 110円	1回当たりの料金。
天体観測施設「キララ館」		一般 330円 小学生以下 220円	
ログハウスくぬぎけやき	1棟 (定員5人) 宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト 午前10時	6,600円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴料を含む。
	1棟	1時間につき	1時間未満

	(泊なし)	1, 100円	の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス かえで (風呂・シャワー付)	1棟 (定員 12人) 宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト 午前10時	27, 500円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴料を含む。
	1棟 (泊なし)	1時間につき 1, 100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス もみじ	1棟 (定員 24人)	38, 500円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴

	宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト 午前10時		料を含む。
	1棟 (泊なし)	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス うめ さくら (風呂・シャワー付)	1棟 (定員7人) 宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト 午前1	16,500円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴料を含む。

		0時		
		1棟 (泊なし)	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
	テニスコート (人工芝)	午前9時から 午後9時まで	1面1時間につき 330円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
	夜間照明施設	午後5時から 午後9時まで	1面1時間につき 550円	
杵築市農村環境改善センター	大会議室	午前8時30分から 午後10時まで	1時間につき 220円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
	調理室	午前8時30分から 午後10時まで	1時間につき 220円	2 農村環境改善センターの設置目的以外で、利用者が他市町村
	その他研修	午前8	1時間につき	

	室等	時 30 分から 午後 1 0時まで	110円	の住民等 の場合は 使用料の 100% を加算す る。
--	----	-----------------------------	------	--

」を

「

杵 築 市 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	大会議室	午前 8 時 30 分から 午後 1 0時まで	1時間につき 220円	1 1時間 未満の使 用時間は 1時間と して算定 する。
	調理室	午前 8 時 30 分から 午後 1 0時まで	1時間につき 220円	2 農村環 境改善セ ンターの 設置目的 以外で、 利用者が
	その他研修 室等	午前 8 時 30 分から 午後 1 0時まで	1時間につき 110円	他市町村 の住民等 の場合は 使用料の 100% を加算す る。

」に

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例の一部改正について

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例（令和2年杵築市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

「

午後4時から午後8時まで

」を

「

午後2時から午後8時まで

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 杵築市の自然豊かな環境を活かし、観光レクリエーションゾーンの中核施設としての機能及び市民の健康増進に努め、活力ある地域づくりに寄与するため、杵築市大田横岳自然公園（以下「横岳自然公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 横岳自然公園の位置は、杵築市大田波多方4448番地1ほか横岳周辺地域とする。

(施設)

第3条 横岳自然公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) 宿泊施設（横岳荘、ログハウス）
- (2) キャンプ場
- (3) 天体観測施設「キララ館」
- (4) テニスコート
- (5) 遊具
- (6) 屋外ステージ
- (7) 鹿公園
- (8) その他の便益施設

(休園日)

第4条 横岳自然公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日並びに小学校及び中学校における学年始休業日、夏季休業日及び学年末休業日の期間は、この限りでない。

- (1) 火曜日、水曜日及び木曜日

(2) 12月1日から翌年3月15日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、開園又は休園することができる。

(使用の許可)

第5条 横岳自然公園の施設並びに設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について、条件を付し、必要な指示をすることができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 第5条に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。ただし、未就学児の使用については、これを徴収しないものとする。

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を

減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡若しくは転貸することはできない。

(造作等の制限)

第10条 使用者は、横岳自然公園の施設等を変更し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、使用許可を取り消すことができる。

(指定管理者による管理)

第12条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第7条に規定する使用料は、利用料金として指定管理者の収入とする。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、杵築市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年杵築市条例第55号。以下「手續条例」という。）第2条ただし書の規定により、指定候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3

条第2項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条第1項各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第2項の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第5条、第6条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 法第244条の2第9項の規定に基づき、別表に定める額を上限として、指定管理者が利用料金を定める場合にあっては、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持及び管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者が施設等の管理上必要と認める業務

(指定管理者の責務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- (1) 住民の福祉の増進を目的とした公平・公正な施設の運営を行うこと。
- (2) 手続条例及びこの条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行うこと。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失によって施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(杵築市大田横岳自然公園条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 杵築市大田横岳自然公園条例（平成17年杵築市条例第139号）

(2) 杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例（平成17年杵築市条例第140号）

(3) 杵築市大田よこだけ「キララ館」条例（平成17年杵築市条例第141号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、杵築市大田横岳自然公園条例、杵築市大田休養・休憩施設

「横岳荘」条例及び杵築市大田よこだけ「キララ館」条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第7条関係）

杵 築 市 大 田 横 岳 自 然 公 園	横 岳 荘	研修室 和室 (4人 用)	午前9時 から 午後5時 まで	1時間につき 330円	1時間未満の使用 時間は1時間 として算定す る。
		食室・ 厨房	午後5時 から 午後10 時まで	1時間につき 550円	
		研修室 和室 (2人 用) 和室 (4人 用) 洋室 (2人 用)	宿泊 チェック イン 午後3時 チェック アウト 午前10 時	一般 3,850円 小学生以下 2,750円	1泊食事なしの 1人当たりの料 金。
	キャンプ場	宿泊 チェック イン 午後3時	一般 550円 小学生以下 330円	1泊食事なしの 1人当たりの料 金。入浴料を含 む。	

	チェック アウト 午前10 時		
	日帰り 午前9時 から 午後10 時まで	一般 220円 小学生以下 110円	1回当たりの料 金。
テントフリ ーサイト		1張り 1,650円	
貸しテント		1張り 1,100円	5人用の料金。
シャワー利 用	午前11 時から 午後4時 まで	一般 220円 小学生以下 110円	1回当たりの料 金。
天体観測施 設 「キララ 館」	午後5時 から 午後10 時まで	一般 330円 小学生以下 220円	1回当たりの料 金。
ログハウス くぬぎ けやき	1棟 (定員5 人) 宿泊 チェック イン	9,350円	1泊2日食事な しの1棟当たり の料金。入浴料 を含む。

	午後 3 時 チェック アウト 午前 10 時		
	1 棟 (泊 なし) 午前 9 時 から 午後 5 時 まで	1 時間につき 1, 100 円	1 時間未満の使 用時間は 1 時間 として算定す る。
ログハウス かえで (風呂・シ ャワー付)	1 棟 (定員 1 2 人) 宿泊 チェック イン 午後 3 時 チェック アウト 午前 10 時	33, 000 円	1 泊 2 日食事な しの 1 棟当たり の料金。入浴料 を含む。
	1 棟 (泊 なし) 午前 9 時 から 午後 5 時	1 時間につき 1, 100 円	1 時間未満の使 用時間は 1 時間 として算定す る。

	まで		
ログハウス もみじ	1棟 (定員2 4人) 宿泊 チェック イン 午後3時 チェック アウト 午前10 時	41,800円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴料を含む。
	1棟(泊 なし) 午前9時 から 午後5時 まで	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス うめ さくら (風呂・シャワー付)	1棟 (定員7 人) 宿泊 チェック イン 午後3時 チェック アウト	22,000円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。入浴料を含む。

	午前10時		
	1棟（泊なし） 午前9時から 午後5時まで	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
テニスコート （人工芝）	午前9時から 午後9時まで	1面1時間につき 330円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
夜間照明施設	午後5時から 午後9時まで	1面1時間につき 550円	

議案第 87 号

杵築市学校給食共同調理場設置条例の一部改正につ
いて

杵築市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

杵築市学校給食共同調理場設置条例（平成17年杵築市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第2条の表杵築市学校給食センターの項中「杵築市大字猪尾2306番地」を「杵築市大字本庄1807番地2」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「、各調理場に」を「及び」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

議案第 88 号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は指定給水装置工事事業者」を削る。

第11条第1項中「することはない」を「することはできない」に改める。

第17条第2項及び第20条第1項中「善良な管理者の」を「善良な管理と」に改める。

第24条第1項中「その日の属する月分及びその日」を「点検期間の初日の属する月分及び当該点検期間の初日」に改める。

第30条第1項中「給水管の内径」を「メーター口径」に改める。

第34条に次の1号を加える。

- (4) 水道使用者等が保管しているメーターの設置場所に、メーターの点検又は新設、改造、修繕若しくは撤去に支障となる物件を置き、又は工作物を設けているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

杵築市立山香病院定数条例の一部改正について

杵築市立山香病院定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院定数条例の一部を改正する条例

杵築市立山香病院定数条例（平成17年杵築市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第3条中「212人」を「230人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第21号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市一般会計予算のうち、令和2年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

杵築市長 永 松 悟

令和元年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
2. 総務費	5. 統計調査費	地籍調査事業費	55,700,000	55,700,000	0	41,700,000	0	0	0	14,000,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童福祉総務費 (保育対策総合支援事業費 補助金)	2,765,000	2,765,000	68,684	2,696,000	0	0	0	316
3. 民生費	2. 児童福祉費	大田こども園管理事業 (備品購入費)	327,000	327,000	0	327,000	0	0	0	0
5. 農林水産業費	1. 農業費	活力あふれる園芸産地整備 事業	149,456,000	149,456,000	24,900,000	124,545,000	0	0	0	11,000
5. 農林水産業費	2. 林道費	林道元河内線整備事業	25,294,000	25,290,000	38,000	17,497,000	7,600,000	0	0	155,000

令和元年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳				一般財源	
						既定財源	国県支出金	地方債	未収入特定財源		その他
7.	土木費		149,321,000	146,572,000	59,540	86,100,000	60,400,000		0	12,460	
	2.	道路橋梁費									
	3.	河川費	15,123,000	10,962,000	1,350,000	5,400,000	4,100,000		0	112,000	
7.	土木費	急傾斜地崩壊対策事業									
8.	消防費	常備消防事業 (消防組合山香出張所用地 拡張工事)	11,320,000	11,320,000	11,320,000	0	0		0	0	
8.	消防費	避難所整備事業 (ハザードマップ作成)	4,254,000	4,254,000	0	3,190,000	0		0	1,064,000	
9.	教育費	杵築中学校改築事業	1,033,890,000	1,033,890,000	9,800,000	129,239,000	886,000,000		0	8,851,000	

令和元年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
9. 教育費	5. 社会教育費	伝統的建造物群保存地区保 存整備事業	5,602,000	5,602,000	1,511,000	4,091,000	0	0	0	0
9. 教育費	6. 保健体育費	学校給食センター改築事業	35,000,000	25,500,000	0	0	25,500,000	0	0	0
9. 教育費	6. 保健体育費	杵築市文化体育館管理費 (空調用自動制御装置修繕)	825,000	825,000	0	0	0	0	0	825,000
10. 災害復旧費	1. 農林水産業施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業 (現年補助分)	23,190,000	17,797,000	876,460	12,450,000	1,300,000	0	0	3,170,540
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業 (現年分)	46,450,000	26,477,000	0	12,973,000	7,400,000	0	0	6,104,000

令和元年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業 (単独分)	18,630,000	7,229,000	0	0	5,300,000	0	0	1,929,000
		一 般 会 計 合 計	1,577,147,000	1,523,966,000	49,923,684	440,208,000	997,600,000	0	0	36,234,316

報告第 2 2 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算のうち、令和 2 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

(ケーブルテレビー1)

令和元年度 杵築市ケーブルテレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 定 財 源	左の財源内訳				一 般 財 源	
						入 源	国 県 支 出 金 地 方	債 権	そ の 他		未 収 入 特 定 財 源
2.	1.	ケーブルテレビ 整備事業費	1,405,467,000	1,405,071,000	48,884,000	425,887,000	930,300,000	0	0	0	
		ケーブルテレビ整備事業費									
		ケーブルテレビ整備事業費	1,405,467,000	1,405,071,000	48,884,000	425,887,000	930,300,000	0	0	0	
		ケーブルテレビ事業特別会計 合計									

報告第 2 3 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計予算のうち、令和 2 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和元年度 杵築市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 源	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 の	未 収 入 特 定 財 源	他	
1. 事業費	2. 簡易水道事業費	簡易水道事業費 (固定資産台帳データ 作成委託)	19,580,000	19,580,000	80,000	0	19,500,000	0	0	0
		簡易水道事業特別会計 合 計	19,580,000	19,580,000	80,000	0	19,500,000	0	0	0

報告第 2 4 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算のうち、令和 2 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和元年度 杵築市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 と の 他	未 収 入 特 定 財 源	
1.	1. 総務管理費	一般管理費 (下水管移転補償工事)	21,815,000	21,815,000	5,760,000	0	0	16,055,000	0
		農業集落排水事業特別会計 合計	21,815,000	21,815,000	5,760,000	0	0	16,055,000	0

報告第25号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、令和2年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

杵築市長 永 松 悟

令和元年度 杵築市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 源	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 と の 他	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	
2.	1.	下水道事業費 (終末処理場改築設計委託)	7,600,000	7,600,000	550,000	3,550,000	3,500,000		0	0
		公共下水道事業特別会計 合計	7,600,000	7,600,000	550,000	3,550,000	3,500,000		0	0

報告第26号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算のうち、令和2年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

杵築市長 永 松 悟

(特環下水-1)

令和元年度 杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 源	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 の	未 収 入 特 定 財 源	他	
2.	1.	下水道事業費 (管渠測量設計委託)	36,680,000	36,488,000	1,944,000	15,744,000	18,800,000	0	0	0
		特定環境保全公共下水道事業特別会計 合 計	36,680,000	36,488,000	1,944,000	15,744,000	18,800,000	0	0	0

報告第 27 号

繰越計算書について

令和元年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和 2 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和元年度 杵築市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金		
1.	資本的支出	1.							
	建設改良費	2号導水ポンプ ^ホ 電動吐出弁 取替工事	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	受注生産の製 品を設置する 工事であり、 その製造に時 間を要するた め
		水道事業会計 合計	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	

